

## 令和5(2023)年度

### 「学校法人日本工業大学 ガバナンス・コード」の遵守項目に対する取組の実施状況

#### 1. はじめに

学校法人日本工業大学（以下「本法人」という。）は、令和2（2020）年7月にガバナンス・コードを制定しました。その目的は、「広く世界の発展と調和に貢献する先進的人材の育成」を基本理念として掲げ、この基本理念に基づき、適切なガバナンスを確保し、時代の変化への対応を行い、持続的発展を目指した学校法人運営体制の確立を進めていくことにあります。

本法人は、こうした考えを実現していくため、ガバナンス体制構築のために求められる内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、学校法人としてより適正かつ実効性のある体制の構築・運用を図るものとし、以てガバナンス・コードの実践に努めています。

#### 2. 令和5（2023）年度のガバナンス・コードの遵守項目に対する取組の実施状況について

本法人は、令和5（2023）年度のガバナンス・コードの遵守項目に対する取組の実施状況について、自己点検を実施し、以下の通り確認いたしました。

#### 3. 確認の期間等

対象期間：令和4年10月1日～令和5年9月30日

実施時期：令和5年10月～令和5年11月

#### 4. 確認の結果

##### 【ガバナンスに関する基本的な考え方及び適合状況について】

- ・本法人のガバナンス・コードは、令和2(2020)年7月に第一版が制定され、その後、令和3(2021)年7月、令和4(2022)年7月、令和5(2023)年7月に夫々所要の改正を行い、現在第4版として発行しています。
- ・ガバナンス・コードは、本法人のホームページで学内外に公表しているほか、学内ポータルサイトにも開示し、本法人の基本理念と結び付けたポスターを学内に掲示するなど、意識の向上に努めています。また、ガバナンス・コードの重要性については、理事長名等による全教職員宛メールや弁護士による講演などを通じ、啓発に努めています。
- ・ガバナンス・コードの実践に向けた取組みに問題はなく、適合していることを確認しました。なお、課題として以下の2点を認識し、継続的に取り組んでまいります。
  - (1)監事の選任については、監事の独立性を確保する観点を重視しており、今後は改正私立学校法の趣旨に鑑み、監事機能の充実・向上のため、常勤監事の設置を将来的に検討していきます。
  - (2)法令遵守のための体制強化に向けて、教育・研修等に継続的に取組み、適切な運用に努めていきます。

##### 【内部統制に関する基本的な考え方及び実践状況について】

- ・本法人の内部統制については、本法人が定めている「内部統制に関する基本方針」の基本条項に則り、概ね適正に機能していることを確認しました。

**【その他の課題認識】**

- ・今後とも、私立学校法の改正の趣旨に鑑み、ガバナンス改革を自主性をもって進めていく必要があると認識しています。

令和6年3月1日  
学校法人日本工業大学